

報道資料

令和6年2月20日
総務部法務文書課
県政情報公開係 杉村、足立
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2349

奈良県情報公開審査会の第284号答申について

行政文書の不開示決定に対する審査請求についての諮問第458号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：令和6年2月20日
- ◎ 実施機関：地域デザイン推進局 建築安全推進課
- ◎ 対象行政文書：2022年（令和4年）3月23日付「奈良県〇〇市〇〇〇〇における建築物（施設を含む）の都市計画法違反、建築基準法違反の現地調査並びに是正措置等の要望書」の要望に対して、株式会社〇〇〇〇の上記建築物（施設を含む）に対しする実施機関の現地調査並びに是正措置等に関する一切の行政文書。
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決定：不開示決定
 - 不開示理由：条例第10条に該当
本件開示請求は、特定の法人に対する法違反の是正措置等に関する文書の開示請求であることから、開示請求された行政文書の存否について回答すれば、条例第7条第3号に規定する法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、かつ同条6号に規定する県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものを開示することとなるため
- ◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判断理由：

1 本件行政文書の性質について

本件開示請求は、特定法人の〇〇市内の特定建築物が都市計画法及び建築基準法に違反していることを前提に、実施機関あてに2022年（令和4年）3月23日付けで当該建築物の都市計画法及び建築基準法違反の現地調査並びに是正措置等の要望がなされ、当該要望に対する実施機関の現地調査及び是正措置等に関する行政文書を対象とするものである。

したがって、本件行政文書の存否（以下「本件存否情報」という。）を答えることは、特定法人に対して、特定建築物の都市計画法及び建築基準法違反に対する現地調査及び是正措置等を行ったか否かという情報を示すことになると認められる。

2 存否応答拒否について

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否を答えるだけで、不開示情報を開示することとなる場合は、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

実施機関は、本件存否情報を答えるだけで条例第7条第3号及び同条第6号に規定する不開示情報を開示することになるため、条例第10条の規定により不開示とした旨を主張しているので、以下検討する。

条例第7条第3号には、法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものは原則として不開示とする旨規定している。

本件存否情報は、特定の法人に対する都市計画法及び建築基準法違反を前提とした現地調査並びに是正措置等に係る法人に関する情報であって、公にすることにより、同法違反の有無が明らかになることが認められる。

次に、本件存否情報を公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるか否かについて検討する。

実施機関は、本件存否情報を公にし、特定法人の特定建築物の都市計画法及び建築基準法違反の有無が明らかになることにより、当該法人が都市計画法及び建築基準法を遵守せず、あるいはこれを軽視していると評価され、社会的信用が低下し、ひいては、取引関係等において法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると主張している。

そこで、都市計画法及び建築基準法違反の取扱いについて、事務局を通じて実施機関に確認したところ、実施機関では、都市計画法や建築基準法に定める基準に違反していることをもって、直ちに一律に是正を命じ、その命令を公示するということではなく、違反の程度等に応じて段階的に措置を講じる仕組みとなっているとのことであった。また、同法には、是正命令に至る前の段階において、その措置状況を公にする規定がないことが確認できた。そこで、本件開示請求にある特定法人の〇〇市内の特定建築物について、都市計画法及び建築基準法違反として実施機関が是正命令などの公示をしたかについて、事務局を通じて実施機関に確認したところ、そのような事実はないことが確認できた。

そうすると、是正命令に至る前の段階の措置状況等を公にすることで、当該措置の対象となる法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるか否かが問題となる。実施機関によると、違反の程度等に応じて措置が異なるとのことであったが、一般的には、法に違反する又は違反の疑いがある建築物であるという事実が公になると、違反の程度等に関わらず、当該建築物を建築又は所有する者が法令を遵守しない者と評価されるとともに、社会的信用が低下し、取引が控えられるなど、競争上の地位が害されるものと考えられる。したがって、本件存否情報を公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

また、条例第7条第3号ただし書は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。都市計画法及び建築基準法違反に対して実施機関が是正を命じ、公示する場合とは、違反の程度等が著しい場合等であって、是正命令に至る前の段階にあつては、同法の趣旨を鑑みると、情報を開示することによって、人の生命、健康、生活又は財産を保護する必要があるとまでは認められないと考えることが相当である。本件開示請求にある特定法人の〇〇市内の特定建築物については、前述のとおり、都市計画法及び建築基準法違反として実施機関が是正命令などの公示をした事実がないことから、人の生命、健康、生活又は財産を保護する必要があり、開示すべき情報であるとまでは認められず、同号ただし書に該当しない。これらのことから、本件存否情報は条例第7条第3号の不開示情報に該当する。

条例第7条第6号には、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは原則として不開示とする旨規定している。

都市計画法や建築基準法には都道府県知事による権限などに関する規定があり、当該規定によると、都市計画法及び建築基準法違反の是正指導等の事務は実施機関の事務であると認められる。

次に、実施機関は、是正指導等の内容を公にすることにより、違反行為者等は指導内容等が開示されることをおそれ、以後の事情聴取に応じないなどの事態が生じることが予測され、それ以後の法違反に関する情報収集が困難になるなど、是正指導等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張しているため、以下検討する。

まず、違反行為者等に対する事情聴取及び法違反に関する情報収集に関して、事務局を通じて実施機関に確認したところ、是正指導等を行うにあたっては、違反又は違反が疑われる建築物の現状の確認は欠かせないものであり、当該建築物の所有者等に事情聴取などを行うことによって、法違反に関する情報収集をするとのことであった。そして、この事情聴取は、法に基づく強制力はなく、相手方の任意の同意又は協力のもと実施されるとのことであった。したがって、相手方の同意又は協力が、都市計画法や建築基準法違反の是正指導等の事務の適正な執行には不可欠であると考えることが相当である。

そして、是正命令に至るより前の段階の是正指導等の状況を公にすることで、相手方が法令を遵守しない者と評価されるとともに、社会的信用が低下し、取引が控えられるなど、競争上の地位が害されるものと考えられることは前述のとおりであり、そのようなことを恐れ、事情聴取に協力しなくなることにより、是正指導等の事務が適正に遂行できないこととなると考えることが相当である。

これらのことから、本件存否情報は条例第7条第6号の不開示情報に該当する。

以上のことから、本件存否情報を明らかにするだけで、条例第7条第3号及び第6号に規定する不開示情報を開示することになるため、本件存否情報は条例第10条に該当する。

2 事案の経緯

- | | |
|--------|---------------------|
| ① 開示請求 | 令和4年 8月26日 |
| ② 決 定 | 令和4年 9月 8日付けで一部開示決定 |

